

埼玉県公安委員会規程第8号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成28年6月15日

埼玉県公安委員会委員長

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 埼玉県公安委員会は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条の4第1項の規定により、風俗環境保全協議会の委員を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第47号）第10条の5に定める地域を管轄する警察署長の推薦に基づき、委嘱するものとする。

- 2 委嘱は別に定める委嘱状を本人に交付して行うものとする。
- 3 委嘱の期間は2年とし、再委嘱を妨げないものとする。

(解嘱)

第3条 埼玉県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があった場合その他特別の理由がある場合には、任期中であっても、これを解嘱することができる。

- 2 解嘱は、別に定める解嘱通知書により行うものとする。

(委任)

第4条 風俗環境保全協議会の委員の委嘱等の事務に関する細目的事項については、埼玉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成28年6月23日から施行する。